

平成17年5月教育委員会定例会会議録

報告事項

報 第14号 和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則について

板橋県立学校課長から、「田辺市、龍神村、中辺路町、大塔村及び本宮町」の合併に伴い、南部高等学校龍神分校の位置表記を改めた旨の報告があり、報告のとおり承認した。

付議事項

議案第 3号 県立高等学校再編整備計画（案）について

潰滝総務課長から、平成16年8月に計画(案)を発表して以降に寄せられたパブリックコメントや各関係機関等の意見を参考にして、改めて策定した「県立高等学校再編整備計画(案)」について説明があった。

再編整備の基本的な考え方に関する主な変更点としては、全日制高等学校の「統合にあたっての基本的な考え方」として、1学年3学級以下となっている高等学校で、今後の入学者数が適正規模の下限である1学年4学級の2/3を維持することが見込めない場合に、地域の実情を踏まえながら統合を進めるとしたこと、適正規模であっても、その維持が困難となることを見込まれる場合及び統合により教育内容が一層充実することが期待できる場合は、統合の必要性を検討するとしたこと等が説明された。

再編整備の基本的な考え方に関して委員からは、学校においては、先生と生徒、生徒相互の多様な個性の交流が教育環境として重要であり、教科の専門性を保つための教員配置の面からも、適正な規模を保つようにされたいという意見が出されたほか、再編整備に関しては種々の意見があるが、何より学校で実際に学ぶ生徒のためになるように考えるべきであるという意見が出された。

また、再編整備は良好な学習環境の提供という長期的な視点からも考えるべきであることや必要性の高くなっている昼間定時制課程の設置については、全県的な配置の在り方を考えて最適な場所を選択すべきであること、生徒が自らの持つ多様な可能性に気

付くことができるよう、様々な選択に対応した環境の整備が重要であること等の意見が出された。

さらに、特に看護科の在り方に関して、医療の高度化に対応した看護師養成のために、学科移設による施設の充実を図る必要があること、福祉コースが設けられた熊野高等学校への移設によって、多様な生徒の中で学習やクラブ活動を経験できるようになることは、将来、医療に従事しようとする生徒にとって有意義である等の意見が出された。

最後に、教育長から、高等学校の再編整備計画に関し、感情や利害等の違いによって、個別の事例で意見が平行線となることは全国的にみられることであるが、可能な限りの意見交換を行って意思疎通を図ってきたこの間は、非常に意味のあるものであったのではないかという意見が出された。

続いて「県立高等学校再編整備第1期実施プログラム」（平成18～20年度に取り組む具体的内容）について総務課長から説明があった。

委員からは、海南・大成両高等学校及び串本・古座両高等学校の統合について、学校がなくなるかもしれないという地域の感情は理解するが、高等学校が適正な規模を保つことで社会性を養う場となること、多様な個性との出会いや学びの機会が確保されることがそこで学ぶ生徒のために必要であることを考えた上での計画(案)であることを積極的に広報し、理解を得るよう工夫されたいとの意見があった。なお、県教育委員会としては、計画(案)の理解を得ていく上では、学校が地域の中で教育を行う機関以上の存在であることを理解する必要がある。地域経済との結びつきや地域文化の中心であることを十分理解しながら、こちらの考え方を理解してもらうという姿勢で臨む必要があるとの意見も出された。

また、再度、南紀高等学校看護科の熊野高等学校への移設に関して、医療の進歩に伴い、高度な看護の能力が必要となっていることに加え、幅広い教養を身につけた看護師の養成が現代的な課題であり、南紀高等学校の現有施設では十分な対応が難しいこと、さらに、熊野高等学校には総合学科が設置されていて多様な学びが期待でき、福祉コースが存在することからも、相互に良い影響を与えながら多様な個性との関わりの中での教育が期待できるとの意見があった。

さらに、定時制教育に関し、昼間定時制の必要性、定時制分校

の在り方、全県的な配置の在り方についても十分検討したこと、新宮地域の高等学校の在り方についても将来のあるべき姿を見据えた議論を行ってきたこと、中高一貫教育校についても、人材育成の観点から県立向陽中学校における成果をみながら、県下全域に配置する必要性を議論した結果であることを、今後も十分に説明して行ってほしいとの意見があった。

また、委員から中高一貫教育校の設置地域について質問があり、総務課長から計画(案)に明記された地域を含めて総合的に検討するとの回答があった。

以上の審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第 4号 和歌山県体力開発センター設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)について

議案第 5号 和歌山県南紀スポーツセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)について

森岡スポーツ課長から両議案について、和歌山県体力開発センター、和歌山県南紀スポーツセンターの両施設が平成18年度から指定管理者制度及び利用料金制度を導入することにより、所要の改正を行う旨の説明があり、委員からは指定管理者制度の導入により、施設を利用する県民の利便性を損なうことのないよう運用されたいとの意見が出され、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第 6号 和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエール設置及び管理条例(案)の制定について

スポーツ課長から、これまで和歌山ビッグ愛と和歌山ビッグホエールで別個に制定されていた設置及び管理条例を、一元的な管理を行うために一つの条例にまとめて新たに制定したい旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第 7号 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例(案)について

スポーツ課長から、和歌山県体力開発センター、和歌山県南紀スポーツセンターが利用料金制度を導入することに伴い、使用料規定の削除を行う旨の説明があり、審議の結果承認された。

議案第 8 号 和歌山県立博物館協議会委員の委嘱（案）について

藤井文化遺産課長から、学校教育を専門分野とする委員が、平成16年末人事異動により、学校教育部門から離れることになったため、替わって新たに1名の委員を委嘱したい旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第 9 号 和歌山県立中学校及び高等学校設置条例の一部を改正する条例（案）について

板橋県立学校課長から、「田辺商業高等学校」を「神島高等学校」に校名変更したい旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。